

瀬戸市危険物規制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 8 月 22 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 28 号

瀬戸市危険物規制規則の一部を改正する規則

瀬戸市危険物規制規則（平成 19 年瀬戸市規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長の承認等）</u></p> <p><u>第 17 条の 2 市長は、省令第 62 条の 5 の 2 第 2 項ただし書及び省令第 62 条の 5 の 3 第 2 項ただし書の規定による漏れの点検に係る期間の延長の承認をしたときは漏れの点検期間延長承認書に、承認をしないときは漏れの点検期間延長不承認通知書に申請書 1 部を添付して申請者に交付するものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の承認を取り消したときは、漏れの点検期間延長承認取消通知書を申請者に交付するものとする。</u></p> <p><u>3 第 1 項の承認を受けた者は、当該承認に係る地下貯蔵タンク、二重殻タンク又は地下埋設配管の使用を再開しようとするときは、休止中の地下貯蔵タンク等使用再開届出書により再開しようとする日の 7 日前までに市長に届け出なければならない。</u></p> <p>（申請の取下げ）</p> <p>第 23 条 次の各号に掲げる申請をした者は、当</p>	<p>（申請の取下げ）</p> <p>第 23 条 次の各号に掲げる申請をした者は、当</p>

該申請を取り下げようとするときは、申請取下届出書を市長に（第1号に掲げる申請については、消防長に）提出しなければならない。

から まで <省略>

— 省令第62条の5の2第2項ただし書又は省令第62条の5の3第2項ただし書の規定による漏れの点検期間延長の承認の申請

該申請を取り下げようとするときは、申請取下届出書を市長に（第1号に掲げる申請については、消防長に）提出しなければならない。

から まで <省略>

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。